

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。
- ①患者等への対応
 - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

とし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

- ▶ 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- ▶ 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- ▶ 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- ▶ 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

- ▶ 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ▶ ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- ▶ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- ▶引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- ▶感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ▶医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ▶ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

- ▶5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

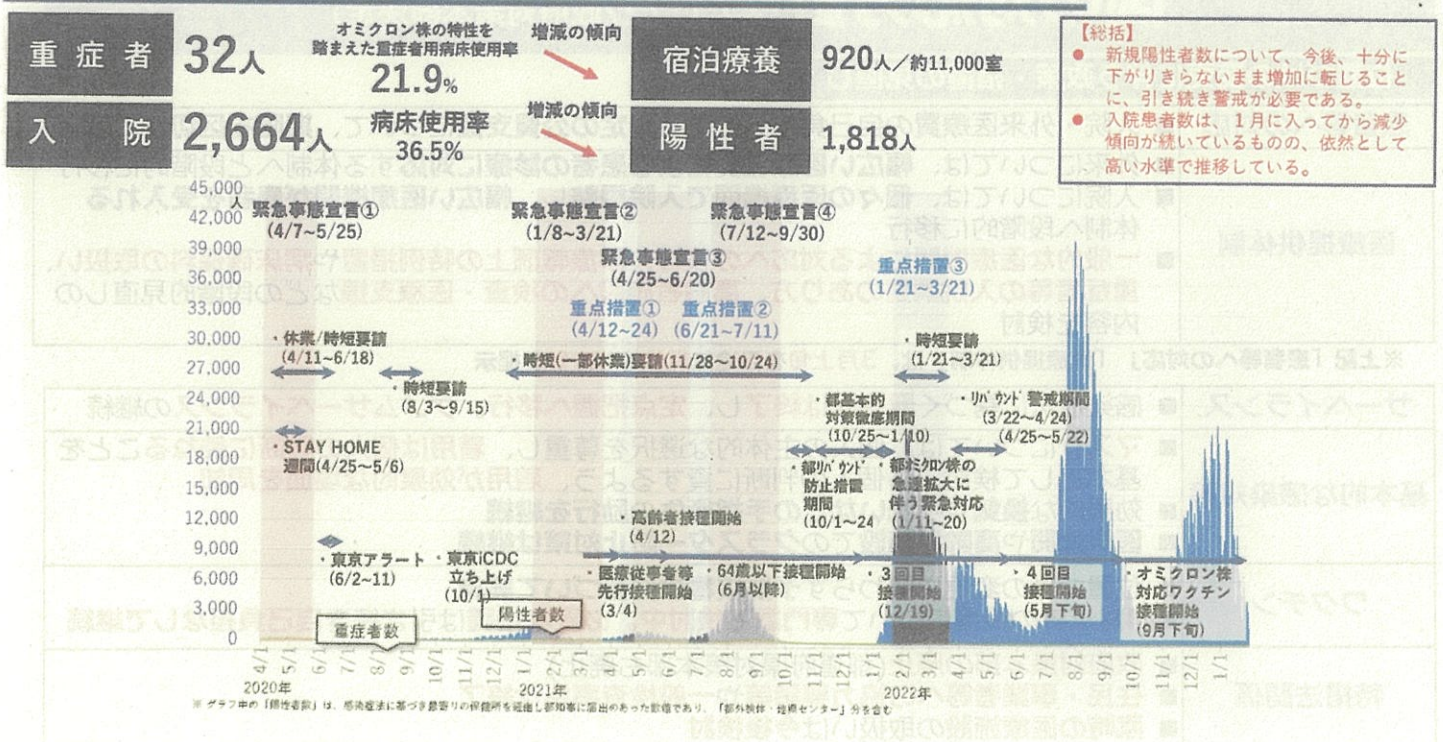
4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。



国の対応方針① (1/27政府対策本部決定)

- ✓ 新型コロナウイルス感染症について、
感染症法上の位置づけを「新型インフルエンザ等感染症」から、
「5類感染症」に変更する
- ✓ 実施日：令和5年5月8日
※直前に感染症部会に最終確認の上で実施
- ✓ 今後、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現した場合などは、ただちに対応を見直す

国の対応方針② (1/27政府対策本部決定)

位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

患者等への対応	■ 入院・外来医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続
医療提供体制	■ 外来については、幅広い医療機関による患者の診療に対応する体制へと段階的に移行 ■ 入院については、個々の医療機関で入院調整し、幅広い医療機関が患者を受入れる体制へと段階的に移行 ■ 一般的な医療機関による対応への移行、診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等の入院調整のあり方、高齢者施設への検査・医療支援などの段階的見直しの内容を検討

※上記「患者等への対応」「医療提供体制」は、3月上旬を目途に具体的な方針を提示

サーベイランス	■ 感染症法に基づく発生届は終了し、定点把握へ移行。ゲノムサーベイランスの継続
基本的な感染対策	■ マスクについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討。各個人の判断に資するよう、着用が効果的な場면을周知 ■ 効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行を継続 ■ 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続
ワクチン	■ 位置づけの変更に伴わず予防接種法に基づいて実施 ■ 4月以降の接種について専門家で検討中。必要な接種は引き続き自己負担なしで継続
特措法関係	■ 政府対策本部の廃止(都道府県対策本部も廃止) ■ 住民・事業者等への協力要請等や一般検査事業は終了 ■ 臨時の医療施設の取扱いは今後検討

(案)

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更にかかる都の対応方針 【サステナブル・リカバリー】

都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、
コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく

- ✓ 感染拡大を抑制し、医療への負荷を軽減しつつ、5類移行に向けた準備を着実に進めるとともに、都の対策やコロナ関連の情報をきめ細かく発信する
- ✓ 5類移行後も都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行する
- ✓ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持するとともに、これまでのコロナ対策の取組を踏まえて、今後の感染症対策に活かすよう検討を進める

気を緩めずにこの冬を乗り切ろう！

～感染力の強いウイルスから自分や大切な人を守ろう～

守

一人ひとりの感染防止対策

攻

オミクロン株対応ワクチンの接種

備

医薬品や食料品等の備蓄

気を緩めずにこの冬を乗り切ろう！

～感染力の強いウイルスから自分や大切な人を守ろう～

感染防止対策の徹底

- ✓ 体調に異変がある場合は、外出を控えて
- ✓ 会話時や公共交通機関等ではマスクを正しく着用
- ✓ 冬でもこまめな換気を忘れずに
- ✓ 高齢者などリスクの高い方と会う際は、感染防止対策を徹底



オミクロン株対応ワクチンの接種

- ✓ 感染拡大や重症化を防ぐためにもぜひ接種を
- ✓ 特に高齢者や基礎疾患のある方などは早めの接種を



気を緩めずに この冬を乗り切ろう！

医薬品や食料品等の備蓄

✓ 熱が出たときのために備蓄を

(コロナ検査キットや解熱鎮痛薬、1週間分の食料品・生活必需品など)



医薬品等の例

- ☐ 市販の新型コロナ抗原検査キット
- ☐ 市販の解熱鎮痛薬
- ☐ 体温計
- ☐ 生活必需品



食料品の例

- ☐ 水分補給ができるもの
- ☐ 体調がすぐれない時でも食べやすいもの
- ☐ 調理せずに簡単に食べられるもの



✓ 重症化リスクに応じた受診方法などの確認を



基本的対処方針の変更に伴う措置の変更（令和5年1月27日都対策本部決定）

概要

【緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県におけるイベント開催制限の見直し】

現 状

- ・ 大声^(※1)なしの場合：収容定員まで可（収容定員によって感染防止安全計画の策定を前提）
- ・ 大声ありの場合：収容定員の半分まで可（収容率上限50%）

	施設の収容定員		
	～5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超～
大声なし	収容定員まで可 ^(※2)	5,000人まで可 ^(※2)	収容定員の半分まで可 ^(※2)
「感染防止安全計画」を策定した場合 ⇒ 収容定員まで可			
大声あり	収容定員の半分まで可		

見直し

【令和5年1月27日より適用】

- 「大声あり」「大声なし」にかかわらず、収容率上限を50%とする制限を見直し、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とする。

	施設の収容定員		
	～5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超～
収容定員まで可 ^(※2)		5,000人まで可 ^(※2)	収容定員の半分まで可 ^(※2)
「感染防止安全計画」を策定した場合 ⇒ 収容定員まで可			

※1：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

（例）観客間の大声・長時間の会話、スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱（得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。）

※2：チェックリストの策定が必要

感染拡大防止の取組

令和5年1月27日

東京都

1. 感染拡大防止の取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年9月13日より実施

(イベント開催制限については令和5年1月27日から適用)

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

・基本的な感染防止対策の徹底

・感染を拡げないための行動 等

②事業者向け

・業種別ガイドラインの遵守

・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

病床の確保

病床確保 レベル1

確保病床数
約5,000床

〔うち 重症者用※ 約380床〕

重症者用病床数の引下げ

病床確保 レベル2

現在の確保病床数
7,291床

〔うち 重症者用※ 383床〕

重症者用病床数の引下げ

レベルの引下げ

※ オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床

※ 病床確保レベル2において、重症者用病床はレベル1水準を維持

✓ コロナの感染状況や救急医療の状況等を踏まえ、**病床確保レベル**を、**レベル2からレベル1へ引下げ**

✓引き続き、各医療機関の救急をはじめとした通常医療の状況、重症患者の割合などに応じて、**病床の柔軟な運用を行う**

追加補正予算の編成について

- ✓ 原則 5 月 8 日から 5 類に移行する対応方針が決定
(1 月 27 日政府コロナ対策本部)
- ✓ 都民の不安や医療機関等の混乱を招かないよう、
保健医療体制の移行を段階的に進めることが重要

保健・医療提供体制を早期に示すため、
補正予算を編成

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 ・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼 ・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ●カラオケ設備を提供している店舗 ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●上記の店舗に共通の要請 ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、評議場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、 テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、 植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、 マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、 リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止対策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 ⇒ 収容定員まで可	

※1 収容定員が設定されていない場合

・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し

・人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可

※「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし

※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※3 上記の制限は令和5年1月27日から「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）